サポートサービス利用規約

第１条（総則）

株式会社ジェイコム船橋習志野（以下「当社」といいます。）は、利用者に対し、当社が別に定める「ＪＣＮスマートテレビ加入契約約款」（以下「ＳＴＶＢ約款」といいます。）、「ＪＣＮテレビ加入契約約款及びＪ：ＣＯＭ ＴＶ サービス加入契約約款」（以下「テレビ約款」といいます。）、「ＪＣＮインターネット加入契約約款及びインターネット接続サービス契約約款」（以下「ネット約款」といいます。）、ＫＤＤＩ株式会社が定める「ＫＤＤＩケーブルプラス電話サービス契約約款」及び「Ｊ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥ プラスサービス契約約款」（以下「電話約款」といいます。）、「ケーブルプラス電話工事規約」（以下「電話工事規約」といいます。）、及び「ＪＣＮ緊急地震速報サービス利用規約」（以下「地震端末規約」といいます。）、「共聴施設向け地上デジタルコースに関する特約」（以下「共聴地デジ特約」といいます。）並びにこの「サポートサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「サポートサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第２条（規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する条件を満たすＳＴＶＢ約款、テレビ約款、ネット約款、電話約款、電話工事規約及び地震端末規約、共聴地デジ特約（以下「対象サービス約款」といいます。）に基づく契約者に適用されるものとします。契約者は、第３条（本サービスの内容）に応じた申込みを行うものとし、本規約を遵守するものとします。

２　当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

３　当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第３条（本サービスの内容）

本サービスを利用する場合は、以下の２種類の提供形態があります。

１）随時利用型サポートサービス

　随時利用型サポートサービスは、訪問サポート時に随時申込みを行うものであって、対象サポートサービスは当日に限り提供します。

　２ 前項の規定によらず、当社の責めに帰すべき理由により当日サポートが完了しなかった場合は、当日に限らずサポートを実施します。

２）安心かけつけサポートサービス

　安心かけつけサポートサービスは、あらかじめ加入申込みをいただいた契約者（事業所を除きます。また、共聴地デジ特約のみの契約者を除きます。）に対して適応されるものであって、対象サポートサービスは月３回を限度として提供します。

　２ ＳＴＶＢ約款又はネット約款の契約者の場合は、インターネット接続サービスを通して遠隔でパーソナルコンピュータのサポートサービスを提供します。

２　本サービスは、前条第１項で規定する契約者に対し、次表に規定するサポートを実施します。

テレビ	
項目	作業内容
Ｓｍａｒｔ ＴＶ Ｂｏｘ（以下「ＳＴＶＢ」	視聴方法

といいます。）／セットトップボックス（以下「ＳＴＢ」といいます。）／テレビ本体／録画機器の操作説明 （機器の取扱説明書に記載されている内容）	操作方法
	録画・再生方法
	ダビング方法
	録画予約方法
	リモコン操作方法
	機能利用説明
ＳＴＶＢ／ＳＴＢ／テレビ本体／録画機器の再配線 （新規機器配線含む）　※注１	各機器同士の配線接続
	同軸配線（ユニットから端末までの同一室内の配線）
	テレビ背面の配線の再結束
ＳＴＶＢ／ＳＴＢ／テレビ本体／録画機器の各種設定 （機器の取扱説明書に記載されている内容）	ＳＴＶＢ／ＳＴＢ機能の設定
	テレビ機能の設定
	録画機器機能の設定
	リモコンの設定
	ＤＬＮＡ（機器間相互接続）の設定 ※注２
ＳＴＶＢ／ＳＴＢ／テレビ本体／録画機器映像不良対応（各機器映像不良箇所特定及び、原因切り分け）	地上／ＢＳ／ＣＳデジタル放送
	録画機器再生映像
	機器機能動作
ワイヤレススピーカーの各種設定 （機器の取扱説明書に記載されている内容）	ワイヤレススピーカー機能の設定
	機能利用説明
インターネット	
項目	作業内容
パーソナルコンピュータ及びタブレット型パーソナルコンピュータの初期設定	開梱から設置までの初期設定
ネットワーク設定（お客様所有の各種端末） ・有線接続は端末接続装置の設置と同一室内 ※注３ ・Ｗｅｂブラウザ・メールアドレスの設定含む	パーソナルコンピュータの設定
	ブロードバンドルータの設定
	家庭用プリンター及びスキャナーの設定
	携帯ゲーム機の設定
	タブレット型パーソナルコンピュータの設定
	スマートホンの設定
パーソナルコンピュータ／タブレット型パーソナルコンピュータ使用説明	電源の入り切り、Ｗｅｂブラウザ・メールアプリケーションの起動及び閲覧方法
	写真及び音楽のデータ連携
Ｗｉ－Ｆｉ、無線ＬＡＮ設定	親機接続の設定
	子機接続の設定
各種ソフトウェアのインストール、設定	ＰＣプロテクションプラスのインストールと設定
	パーソナルコンピュータ用ソフトウェアのインストールと設定

	アプリケーションソフトのインストールと設定
パソコンリモートサポート （安心かけつけサポートサービスの契約者かつ、インターネット接続サービスの契約者に対して提供）	インターネット接続サービスを通して、遠隔からパソコンの各種設定または説明
通信不良対応（通信不良原因の切り分け）	端末接続装置の通信確認
	通信速度の調査
	端末接続装置から端末までの通信確認
	Ｗｉ－Ｆｉ通信確認
電話	
項目	作業内容
操作説明（機器の取扱説明書に記載されている内容）	セルフページの閲覧方法（インターネット接続環境がある場合に限ります）
	電話機取扱方法　（ビジネスフォン及びホームテレフォンは除く）
	電話付加サービス取扱い方法（設定を含みます）
通信不良対応（通信不良原因の切り分け）	終端装置の通信確認
	終端装置から電話機までの通信確認
	電話機の通信確認（親機と子機の間）
共通項目	
項目	作業内容
緊急地震速報	緊急地震速報端末の内蔵電池交換
	緊急地震速報端末の設置位置変更
機器設置場所変更	宅内での弊社提供機器の設置場所変更
機器交換	ＳＴＶＢ、ＳＴＢ、端末接続装置及び無線ＬＡＮ内蔵モデムの交換
宅内線延長、張替（テレビユニットから端末まで）	宅内の同軸ケーブル延長配線及び同軸ケーブル張替
露出配線	同軸ケーブル追加露出配線
引込線移設、張替	引込線の引込位置変更または張替
テレビユニット交換	宅内テレビユニットの交換工事（カラーパネルを含みます）
分配器、分岐器設置、交換	テレビ用分配器、分岐器の設置及び交換
テレビブースタ交換、設置	戸建等テレビブースタの設置及び交換
電源工事	テレビブースタ用電源の工事
プラスチックＢＯＸの取付	テレビブースタ、分配器等の機器収納外付けＢＯＸの取付け

注１．ＡＶケーブル、S端子ケーブル、Ｄ端子ケーブル、ＨＤＭＩケーブルは別途有償となります。

ｉ．ＬＩＮＫケーブル、ＬＡＮケーブル、デジタル音声（光）ケーブルはお客様所有物を利用し

ます。

注２．ＤＬＮＡ（機器間相互接続）設定時に必要なＬＡＮケーブルと配線はお客様所有物を利用します。

注３．ＬＡＮケーブルと配線はお客様所有物を利用します。

３　本規約に定めのない事項は、対象サービス約款の定めによるものとします。

４　本規約の規定が対象サービス約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、対象サービス約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

第４条(利用申込)

本サービスの利用を希望される対象サービスの契約者は、本規約にあらかじめ同意したものとします。

２　随時利用型サポートサービスの利用を希望される対象サービスの契約者は、本規約に同意したうえで、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知し申込みを行うものとします。また、随時利用型サービスはサポート日の当日に限り利用することができるものとします。

３　安心かけつけサポートサービスの利用を希望されるＳＴＶＢ約款に基づく契約者は、本規約に同意したうえで、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知し申込みを行うものとします。また、安心かけつけサポートサービスは申込み日から利用することができるものとします。

４　第２項、第３項の申込みが完了した対象サービスの契約者は、本規約に従い、本サービスを利用することができるものとします。なお、安心かけつけサポートサービスの利用は月３回を限度とします。月の限度回数を超えた場合は、随時利用型サポートサービスをサポート日の当日に限り提供します。

第５条（登録情報の更新）

本サービスの利用者は、申込み時に登録した自己に関する情報（以下「お客さま情報」といいます。）に変更が生じた場合、すみやかに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。変更後のお客さま情報に変更が生じた場合も同様とします。

２　前項の変更手続きを行わず、又は変更手続きが遅れたことにより本サービスの利用者に損害若しくは不利益が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第６条（安心かけつけサポートサービスの最低利用期間）

本サービスのうち、安心かけつけサポートサービスには、６ヶ月間の最低利用期間があります。

２　安心かけつけサポートサービスの利用者は、本サービスの提供を開始した日の属する月を１と起算して６ヶ月の契約期間内に契約の解除があった場合には、契約の解除の日の属する月の翌月末までに一括で、解除料を支払っていただきます。なお、解除料は３，０００円（税込３，２４０円）とします。

３　前項の規定にかかわらず、ＳＴＶＢ約款、テレビ約款、ネット約款、電話約款及び電話工事規約の全ての契約を解除した場合は、解除料の支払いを要しません。

第７条(料金)

随時利用型サポートサービスの利用料金は、次表に定める作業及び工事を実施し、その料金の合計額を支払うものとします。

２　安心かけつけサポートサービスの利用料金（月額）は、５００円（税込５４０円）とします。なお、お支払いは申込み日の属する月から毎月支払うものとします。

３　前項の安心かけつけサポートサービスに規定する内容以外で、次表に定める作業及び工事を実施し、その料金の合計額（部材費含む）が、５，０００円/回（税込５，４００円/回）未満の場合は支払いを要しません。

４　第２項の安心かけつけサポートサービスに規定する内容以外で、次表に定める作業及び工事を実施し、その料金の合計額（部材費含む）が、１回当たり５，０００円/回（税込５，４００円/回）以上となった場合は、合計額から５，０００円/回（税込５，４００円/回）を減額します。

５．作業費用及び工事費

テレビ			
作業項目		金額	作業内容
1	視聴、録画等の取扱説明	3,000 円（税込 3,240 円）	テレビ・録画機器等、テレビ周辺機器の視聴及び操作方法
			再生・録画・録画予約や外付け録画用ハードディスクからのダビング及びムーブの方法
2	設置設定や各種機能設定作業（再設定含む）	4,000 円（税込 4,320 円）	設置設定や各種機能の設定
			ｉ．ＬＩＮＫやＤＬＮＡ（機器間相互接続）の設定（3 台まで。有線接続に限ります。）※各種ケーブルはお客様所有物を利用します
			各種設定後の取扱い方法の説明。
			視聴、録画等の取扱い方法の説明（作業項目１の内容）
3	再配線・新規配線作業	5,000 円（税込 5,400 円）	各種機器の配線作業（既存ケーブル長の範囲内での配線）※ＵＳＢ配線（外付け録画用ハードディスクの配線として）、ｉ．ＬＩＮＫケーブル、デジタル音声（光）ケーブル、ＬＡＮケーブル（ネットワーク、ＤＬＮＡ（機器間相互接続）の接続）の各種ケーブルはお客様所有物を利用します。※配線作業は同一室内。
			同軸配線（ユニットから端末までが同一室内。部材費込み）
			ＡＶケーブル（１．５ｍ。部材費込み）
			テレビ背面の再結束（ＳＴＶＢ、ＳＴＢ接続機器周辺）
			視聴、録画等の取扱い説明（作業項目１の内容）
			設置設定や各種機能の設定（作業項目２の内容）
4	ワイヤレススピーカー設	3,000 円（税込 3,240 円）	ワイヤレススピーカーの設置設定や各種機能

	置設定		の設定と取扱い方法の説明 ※当社のレンタル品に限る
インターネット			
作業項目		金額	作業内容
1	パーソナルコンピュータ初期設定	5,000 円（税込 5,400 円）／台	パーソナルコンピュータのセットアップ　（箱の開梱から設置及び初期設定まで）
			インターネットの接続設定
			モデムとパーソナルコンピュータ間ＬＡＮケーブル接続・Ｗｅｂブラウザ、メールソフトの設定（当社提供のセキュリティソフトのインストールと設定を含みます）
			基本操作の説明（１０分程度の説明とします）
			・パーソナルコンピュータ電源の入り切り及びＷｅｂブラウザの起動方法 ・インターネットの閲覧方法、メールソフトの起動方法及びメールの送受信方法
2	タブレット型パーソナルコンピュータの初期設定	5,000 円（税込 5,400 円）／台	タブレット型パーソナルコンピュータ本体セットアップ　（箱の開梱から初期設定まで）
			Ｗｉ－Ｆｉ接続設定（当社で購入したタブレット型パーソナルコンピュータに限ります）
			・Google アカウント設定（アカウント取得、Gmail 設定、Google play の設定
			アプリケーションのインストールと設定
			・利用者指定のアプリケーション（有料無料問わず２つまでとします）
			基本操作説明（１０分程度の説明とします）
			・電源の入り切り及びＷｅｂブラウザ起動方法
			・インターネット閲覧、メールアプリ起動及びメール基本操作の方法
			・Ｗｉ－Ｆｉ接続方法（おでかけＷｉ－Ｆｉ含む） 　・Google play 利用方法（当社が販売したタブレット型パーソナルコンピュータに限りま

			す）
3	Ｗｉ－Ｆｉ設定（無線LAN）	5,000円（税込5,400円）	Ｗｉ－Ｆｉ親機・子機接続設定（２台までとします） ・パーソナルコンピュータ、タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートホン及び携帯ゲーム機等 ・タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートホンは基本設定を含む
4	有線ルータ設定	5,000円（税込5,400円）	ルータ設定、子機設定（２台までとします）、（ＤＬＮＡ（機器間相互接続）設定を含む）
インターネットオプション作業（上記設定作業のオプション作業）			
作業項目		金額	作業内容
1	基本派遣費用	4,000円（税込4,320円）	オプション作業のみ希望する場合は、基本派遣費用と実施作業費用の合計金額となります
2	Ｗｉ－Ｆｉ設定時の追加Ｗｉ－Ｆｉ子機設定（無線LAN）	1,500円（税込1,620円）／台	Ｗｉ－Ｆｉ子機接続設定／台 ・パーソナルコンピュータ、タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートホン、携帯ゲーム機等Ｗｉ－Ｆｉを対象とします。 ・タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートホンは基本設定を含む
3	パーソナルコンピュータ周辺機器接続設定	3,000円（税込3,240円）	家庭用プリンター及びスキャナー、デジタルカメラ等の接続設定
4	パーソナルコンピュータ連携操作説明	3,000円（税込3,240円）	お客様所有のパーソナルコンピュータ、タブレット型パーソナルコンピュータ及びスマートホン間での写真、音楽等のデータ連携の説明
5	ＤＬＮＡ（機器間相互接続）設定	3,000円（税込3,240円）	パーソナルコンピュータ及びタブレット型パーソナルコンピュータ等2台まで（無線の場合Ｗｉ－Ｆｉ接続設定済みの機器を対象とします。有線接続のＬＡＮケーブルはお客様所有物を利用します）
6	ソフトウェアインストール（お客様所有ソフトウェア）	3,000円（税込3,240円）	お客様所有のソフトウェアのインストール（正規のライセンスで、サポート期限内のものに限ります）
7	追加アプリケーションインストール／設定（タ	1,500円（税込1,620円）	お客様指定のアプリケーション　（有料無料を問わず予めインストールされたアプリケーシ

	ブレット型パーソナルコンピュータ端末）		ョンを２つまでとします）
8	パソコンリモートサポート	安心かけつけサポートサービスの契約者に対してのみ無償で提供	インターネット接続サービスを通して、遠隔からパソコンの各種設定または説明
9	追加基本使用説明	3,000 円（税込 3,240 円）/30 分	基本説明の時間を延長する場合に適用します
電話接続の電話周辺機器			
作業項目		金額	作業内容
1	電話機操作説明	3,000 円（税込 3,240 円）	電話機の機能に関する操作方法（ビジネスフォン及びホームテレフォンは除きます）
2	電話付加サービス	3,000 円（税込 3,240 円）	電話の付加サービス設定と利用方法の説明
緊急地震速報端末			
作業項目		金額	作業内容
1	機器設置場所変更	3,000 円（税込 3,240 円）	既存同軸ケーブル配線範囲内に限ります（端末移動のみ）
2	機器内蔵電池交換	3,000 円（税込 3,240 円）	内蔵電池の交換（電池代を含む）
部材費等			
1	S 端子ケーブル（１m、部材費込み）	各 1,500 円（税込 1,620 円）／本	テレビ配線作業と同時に使用した場合の部材費となります
2	Ｄ端子ケーブル（１．５ｍ。部材費込み）		
3	ＨＤＭＩケーブル（１．５ｍ　部材費込み）		
4	ミニピンから３ピンへの変換ＡＶケーブル		
追加工事費用			
工事項目		金額	工事内容
1	サービスの設置場所変更工事	3,000 円（税込 3,240 円）	移設先に端子がある場合
2	端子の追加工事	10,000 円（税込 10,800 円）	テレビ１端子、電話１回線等の追加

3	配線の接続工事	3,000 円（税込 3,240 円）	各種配線の接続等
4	各種サービスの変更工事	3,000 円（税込 3,240 円）	－
5	ブースター設置工事	6,500 円（税込 7,020 円）	－
6	引き込み線の作業	10,000 円（税込 10,800 円）	ルート変更、撤去、新設等、引き込み線を引き直す作業
7	その他工事	実費	－

※実費は、工事費並びに使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

第８条（本サービス利用上の制約）

本サービスの利用者は、次の事項を予め了承するものとします。

２　本サービスのサポート実施後お客様機器が故障を起した場合、当社又は製造メーカの調査後、明らかに故障の原因が当社の責に帰すと認められた場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

３　当社の貸与品以外のお客様機器で故障や不具合が起きた場合の修理費や保証等はお客様のご負担となります。

４　録画機能付ＳＴＢ及び携帯録画又は録画機能付ＳＴＢ及びテレビに接続する契約者所有のデジタル録画機器等の利用について、録画再生機能の不具合及び録画物等（録画機能付ＳＴＢに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。）の消失、破損等が生じた場合、また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合、当該損害賠償責任は発生しないものとします。

５　インターネットに接続する本サービス利用者所有のパーソナルコンピュータ、タブレット型パーソナルコンピュータ及び外部記憶装置について、記録したデータ等（蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。）の消失、破損等が生じた場合、当該損害賠償責任は発生しないものとします。

６　当社のＳＴＶＢ約款、テレビ約款、ネット約款、のサービス提供区域内に転居の場合で、引き続き転居先で当社のＳＴＶＢ約款、テレビ約款、ネット約款、の加入申込みを行う場合、安心かけつけサポートサービスの契約は継続します。

７　ＳＴＶＢ約款、テレビ約款、ネット約款、の全てを解約した場合は、本サービスも終了となります。

８　ＳＴＶＢ約款、テレビ約款、ネット約款、で定める追加加入工事には適用しません。

第９条（本サービスの変更、提供の中止）

当社は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を変更し、その提供を中止することができるものとします。

第１０条（利用の終了等）

安心かけつけサポートサービスの利用者は、利用を終了する場合、当社所定の方法により、終了日の１０日前までに手続きを行うものとします。

２　当社は、安心かけつけサポートサービスの利用者が次の各号の一に該当する場合、当該安心かけつけサポートサービスの全部又は一部の利用を一時的に停止し、又は安心かけつけサポートサービスの全ての利用を中止することができるものとします。

（１）お客さま情報に虚偽の情報が登録されていると当社が判断した場合

（２）本規約等の規定の一に違反した場合

（３）対象サービスに係る当社の約款その他対象サービスに係る安心かけつけサポートサービスの利用者

と当社との間の契約に違反した場合（利用料金の支払いを遅延した場合を含みます。）

３　当社は、前項に従い利用が中止された安心かけつけサポートサービスの利用者による再度の安心かけつけサポートサービスのご利用申込をお断りすることができるものとします。

第１１条（登録情報の取扱い）

当社では、安心かけつけサポートサービスの利用者のお客さま情報、本サービスのご利用状況及び対象サービスに係る請求金額に関する情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために利用することがあります。

（１）安心かけつけサポートサービスの利用者に対する当社の商品やサービスの紹介

（２）より使いやすく、有用なオンラインカスタマーサービスの提供を可能にする為の、個人を識別することができない方法による統計データの集計

第１２条（責任の制限）

当社は、本サービスの利用に関連して利用者に生じた損害・不利益について、一切の責任を負わないものとします。

第１３条（準拠法）

本規約の効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第１４条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所及び東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、平成２４年１０月１日から適用します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２４年１１月２８日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２５年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１１月１５日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年２月２０日から実施します。
（経過措置）
２　当社が実施する「引越し早割キャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます）は、平成２６年２月２０日から平成２６年５月６日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成２６年５月３１日までに本サービスの安心かけつけサポートサービスの提供を開始した契約者に限り、サービスの利用開始と同時に行うパーソナルコンピュータ初期設定の料金５，７００円（税込５，９８５円）／台の支払いを要しません。ただし、対象はパーソナルコンピュータ１台の初期設定に限るものとします。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　本規約料金表に定める料金額等及び附則に記した料金額等の支払いに要する消費税相当額（附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとします）については、平成２６年３月３１日までは税率５％を加算した額とし、平成２６年４月１日からは税率８％を加算した額にて計算するものとします。なお、実際のご請求金額と、本規約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年５月１９日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。